

## ↳ 償却資産税、期末簿価方式を廃止

**Q** : 償却資産税における評価額の算定方法が変更になるそうですが、どのようになるのですか？

**A** : 期末簿価方式を廃止するとして、意見を公募しています。

### 【解説】

償却資産税の評価額は、固定資産税の評価員が償却資産税の対象になる減価償却資産を個別に評価するのが原則ですが、特例方法として、定率法を採用している減価償却資産の期末帳簿価額を基礎として、これに償却資産税の賦課期日である1月1日までの減価などを調整して求める期末簿価方式と言われる簡便方法も認められています。

しかし、この簡便方法による評価が新規取得、除却、保有継続のもの、償却済み資産などとその調整が多岐にわたること、それに加え、今回の減価償却制度の改正によって一層複雑になっていくことから、総務省では、廃止してはどうかということで一般に広く意見を募集して検討することとしています。

償却資産税においても減価償却制度の改正と同様に250%定率法を採用すればこのような問題は起きてこなかったかも知れませんが、償却資産税では、あくまでも資産課税としての性格を踏まえ現行の評価方法を維持するとの方針をつらぬき、従来の定率法と同じ減価率を適用することとしたことから、一層評価における調整が複雑化すること、及び将来的にはすべての資産が250%定率法の適用資産に置き換わっていくことへの手当のようです。

